

# 平成30年度第4回東京都北区空家等対策審議会 議事録

日時 平成30年12月14日(金)午前10時～

場所 北とびあ7階 第2研修室

## I. 出席委員(16名)

委員 (敬称略、順不同)			
高橋 雅夫	内山 忠明	近藤 徹	木佐貫 正
小林 勇	手塚 康弘	市川 博三	唐澤 学
平松 一隆	石山 成明	齋藤 邦彦	尾崎 眞一
峯崎 優二	早川 雅子	前田 秀雄	佐藤 信夫

## II. 欠席委員(4名)

委員 (敬称略、順不同)			
鶴薗 利弘	高津 智彦	星野 信一	小野村 弘幸

## III. 傍聴者(0名)

## IV. 公開・非公開の別

公開・一部非公開

## V. 議 事

### 1. 部長挨拶・事務局説明

横尾まちづくり部長	<p>皆さまおはようございます。</p> <p>まちづくり部長の横尾でございます。本日は、どうぞよろしくお願 いいたします。本日は、師走のお忙しい中、ご出席いただきましてあ りがとうございます。平成30年度第4回目の空家等対策審議会を始 めさせていただきたいと思えます。</p> <p>内容ですが、前回に引き続き「特定空家等の状態にあるか否かの判 定について」でございます。本日は、これまでのご審議のなかで宿題 等いただいている内容をご説明させていただき、ご審議をいただき たいと存じます。</p> <p>それでは、開催に先立ちまして、本日の流れについて事務局から説 明申し上げます。</p>
栢尾住宅課長	<p>それでは、本日の流れについてご説明申し上げます。</p> <p>本日は、第1回から、前回の第3回審議会までにおいて、ご審議い ただいております「特定空家等の状態にあるか否かの判定について」 の各議案につきまして、これらが「特定空家等の状態にあるか否かの 採決及び答申」をいただければというふうに考えています。</p>

	<p>また、各議案の採決、そして答申に先立ち、これまでの審議会において、検討事項として頂戴しているものがございますので、こちらについては、区の考え方、方針をご説明させていただきたいと考えております。</p> <p>また、特定空家等に対する措置とは直接関係はございませんが、空家対策等の一環として、条例の制定を検討しているところです。本日の審議会の最後に、ご説明させていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
--	--

2. 審議会委員の出席確認	
栢尾住宅課長	<p>続きまして、本日の出席委員についてご報告いたします。</p> <p>本審議会は、20名の委員をもって構成されているところ、本日は、16名の委員に出席いただき、過半数を満たしております。</p> <p>従いまして、東京都北区空家等対策審議会条例第6条第2項の規定による会議の定足数を満たしておりますので、会議は成立しております。報告は以上です。</p>
横尾まちづくり部長	<p>この後の進行については、会長にお願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

3. 議事進行	
高橋会長	<p>本審議会が成立していることを確認しました。</p> <p>ただいまから、第4回東京都北区空家等対策審議会を開催いたします。それでは、はじめに資料の確認について、事務局からお願いします。</p>
栢尾住宅課長	<p>お手元の資料の確認をお願いしたいと存じます。</p> <p>(1) 事前送付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ (資料4-1) 特定空家等に係る勧告の行政処分性について</li> <li>・ (資料4-2) 特定空家等の所有者が不明である場合の対応について</li> <li>・ (資料4-3) 特定空家等に対する措置の流れについて</li> <li>・ (資料4-4) 東京都北区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則(案)</li> <li>・ (資料4-5) (仮称) 東京都北区空家等及び建築物等に係る緊急措置に関する条例(案)について</li> </ul> <p>(2) 当日配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定空家等の状態に該当するか否かの判定について (第1号議案～第9号議案)</li> </ul> <p>お手元に資料のない方は、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>なお、当日配付資料「第1号議案～第9号議案 特定空家等の状態にあるか否かの判定について」については、個人情報が含まれますので、</p>

	<p>本日の審議の終了後、回収させていただければと存じます。</p>
高橋会長	<p>それでは、議題（１）の審議に入ります。 各議案の採決、答申に先立ち、事務局から検討事項についてご説明をお願いします。</p>
栃尾住宅課長	<p>会長事務局です。それでは説明させていただきます。 これまでの本審議会において、「特定空家等に係る勧告の行政処分性」、「特定空家等の所有者が不明である場合の対応」、「命令等に係る事前の意見聴取手続と本審議会における諮問、答申の関係」等について、検討課題として頂戴しているところでございます。 これらにつきまして、区の見解、方針等をご説明いたします。 はじめに「特定空家等に係る勧告の行政処分性」についてご説明いたします。 ・「資料４－１ 特定空家等に係る勧告の行政処分性について」をご覧くださいと存じます。 先ず、行政処分の定義を判例や法文を引用し、その例を合わせて「１ 行政処分について」をお示ししております。 次に「２ 特定空家等に係る勧告について」では空家等対策の推進に関する特別措置法における考え方、地方税法上の問題、処分庁の関係についてお示ししております。 次に裏面、「３ 勧告の行政処分性を争点とした裁判例について」です。空家法に基づく、勧告の行政処分性を争点とした審査請求事件、訴訟事件については、現時点において見当たりませんが、他の法令に基づく勧告の行政処分性についてお示ししています。 このお示した裁判例によると、一般的に行政処分に該当しないと解される行為についても、それが実質的な法律効果を有するものと捉え、行政処分性を拡大し、取消訴訟等による権利救済の手段を確保しているものと考えております。 これらを合わせて「４ 結論」です。 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下空家法）第１４条第２項に基づく勧告は、勧告を受けた土地所有者において、地方税法に基づく固定資産税等に係る住宅用地特例の適用の解除という不利益を受けることから、実質的な法的効果を有する行為であると認められること。 それから東京都知事による固定資産税等に係る住宅用地特例の適用の解除に係る行政処分は、勧告があったか否かの客観的事実に基づき行われ、その判断に当たっては、処分行政庁の裁量の余地はないものと考えられることから、当該行政処分を対象とする審査請求、又は取消訴訟は、実質的な権利救済の手段として機能しないおそれがあり、権利救済の手段を確保する必要があることから認められる。 事務局としましては、空家法第１４条第２項に基づく土地所有者等に対する勧告は、行政処分に該当すると考えております。 説明は以上です。</p>

高橋会長	はい。ありがとうございます。 ただいまの説明について、質問等はございますか。
早川委員	<p>ちょっとよろしいでしょうか。ちょっと理解ができないところがありまして。</p> <p>資料4-1「2. 特定空家等に係る勧告について」真ん中あたり下線部分のカッコ書きのところ。「建物の所有者等については同様の適用除外措置はとられない。」というところが、理解できないので、教えていただきたいと思います。もし可能であれば、副委員長、法律の専門家の先生から一言、これについてのご意見をいただければ、大変ありがたいと思います。</p>
武藤主査	<p>先に事務局から説明させていただきます。</p> <p>この勧告に伴う行政処分性について結論から言いますと、土地の所有者のみ行政処分性が認められるのだと思います。</p> <p>その理由としましては、地方税法を掲載させていただいていますが、こちらの対象が敷地を対象として、固定資産税の特例の適用が、除外されるかどうかということになっていきますので、対象となるのも建物所有者でなく、土地所有者という事になると考えております。以上です。</p>
内山委員	<p>説明していただいた通り、まだ、確定した判断が世に示されているわけではありませんから、ということですが、</p> <p>この北区において取扱う場合には、どうしたらいいのかという事ですが。勧告が、行政処分ではないという判断が出る可能性は、全く無いわけではない、確定していないということですから。</p> <p>もし処分であると判断されまると、行政手続法に基づく手続きをとっておりませんと、処分性を認められた北区の行為が、すべて取消されるという事になり、それは大変なことだと思います。</p> <p>処分性が、あるかどうかはともかく、このような手続きをとって、対象の権利者等から十分な意見を聞いて措置をするという事が、何か行政上支障があるという事はない訳ですから。</p> <p>念のためやっておきましょう。そうすれば、行政手続法上の違法という問題は、全くなくなるのですから。そのほうがいいでしょうということで。決まっていないのですから。やらなくてもいいと言えばやらなくてもいい。</p> <p>ただし、ぎりぎりの勝負をして、する必要があるのならばいいのでしょうけれども、意見を聞く機会等が、北区においてとれるのでしたらとっといたほうがいいのですから。</p> <p>不利益なことをされる区民国民から見れば、十分自分の意見を聞いてもらって、それが反映できる処分をされる、その方がいいと普通ならばそう思うのですが。そういうことです。</p>
早川委員	はいわかりました。

高橋会長	ありがとうございました。他にご質問等ございますでしょうか。
峯崎委員	事務局にお伺いしたいのですが、 建物の所有者の場合は、要するに不利益にはならないと、これから読むと読めるのですが。事前に話を聞くというのは、建物所有者についてはどうするのか。土地所有者と同じように事前に聞くのか。 その辺の考え方があるのか、教えてほしいのですが。
武藤主査	建物所有者に対する勧告について、事前の意見聴取をするのかどうかということですが、建物所有者に対する勧告については、事前の意見聴取については、とらないと考えております。 といいますのは、勧告というのは行政法上、一般的には行政指導の範囲となっております。行政指導というのは、あくまでも相手方の任意の履行を求めるといいますので、その限りにおいては、不利益的な行政処分はないと考えております。行政手続法の適用もありませんので意見聴取の手続きも必要ないと考えております。
高橋会長	他にご質問等ございますでしょうか。 他に無いようですので、次に進みたいと思います。
栢尾住宅課長	「特定空家等の所有者が不明である場合の対応」についてご説明させていただきます。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資料4-2 特定空家等の所有者が不明である場合の対応について」をご覧ください。</li> <li>1 基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所有者の調査と空家法に基づく措置について <p>周辺への悪影響を及ぼしている特定空家等は、所有権登記名義人又はその相続人が不明であるものが多くございます。これらの者を調査し、所有者を特定する必要があります。</p> <p>一方、このような状況にある特定空家等は、そのまま放置すれば倒壊等の保安上の危険等がございます。現に周辺的生活環境への悪影響を及ぼしていることを踏まえ、所有者の調査と並行して、迅速に、既に確知している所有者に対する措置を行うことが必要でございます。</p> </li> <li>(2) 空家等の所有者において行うことができる行為について <p>空家等が単独所有である場合は、その者において、単独で除却、修繕等を行うことが可能です。</p> <p>一方、空家等が共有である場合においては、各共有者単独では、保存行為に該当する修繕のみを行うことができるに止まり、変更行為に該当する除却は、共有者全員によらなければ、行うことができません。</p> <p>また、土地所有者と建物所有者とが異なる場合においては、建</p> </li> </ul> </li> </ul>

物所有者においては建物の修繕、除却等を行うことができるのに対して、土地所有者は建物の所有権を有していないため、修繕、除却等を行うことはできません。

なお、精神疾患等により行為能力に疑いのある者については、意思表示の受領能力がないとして、空家法に基づく措置を有効に講じることができないおそれがございます。

## 2 空家法に基づく措置について

1を踏まえて、空家法第14条に基づく措置について、それぞれ以下のとおり対応についてご説明申し上げます。

### (1) 指導又は助言

特定空家等は、現に周辺的生活環境への悪影響を及ぼしていることから、特定空家等に認定後、速やかに、その時点で確知している全ての所有者に指導を行います。併せて、確知することができていない所有者がある場合は、当該所有者の特定に努めてまいります。

### (2) 勧告

指導又は助言において、特定空家等の状況が改善される見込みがない場合は、その時点で確知している全ての所有者に対して勧告を行う。なお、勧告の相手方が、土地の所有者であるときは、勧告の前に弁明の機会の付与を行います。併せて、確知することができていない所有者がある場合は、当該所有者の特定に努めてまいります。

### (3) 命令

所有者が勧告に係る措置を行わなかった場合において、特に必要があると認めるときは、事前の意見聴取等の手続を経て、命令を行います。なお、所有者の一部を確知することができていない場合における命令は、求める措置が、保存行為に該当する修繕か、変更行為に該当する除却かに応じて、対応が異なってまいります。

#### ①保存行為に該当する修繕の場合

確知している所有者単独で修繕を行うことが可能であるため、確知している全ての所有者に対して、修繕を行うよう命令いたします。ただし、土地所有者においては、建物を修繕する権原がないため、当該土地所有者に対しては、命令は行いません。

#### ②変更行為に該当する除却の場合

共有者全員によらなければ、除却を行うことはできません。

#### ③その他

意思表示の受領能力に疑いのある者については、命令を行いません。ただし、この者に成年後見人等の法定代理人がある場合は、命令を受領することが可能なので、事前に、成年後見人を付すよう努めてまいります。

共有者の一部を確知することができていない場合においては、

	<p>変更行為に該当する除却の命令を行うことはできないことから、事前に、所有者の確知に努めます。</p> <p>(4) 行政代執行</p> <p>命令した措置が履行されない場合は、行政代執行を行います。なお、所有者の一部を確知することができていない場合における行政代執行は、命令と同様に、講じる措置が保存行為に該当する修繕か、変更行為に該当する除却かに応じて、対応が異なってまいります。</p> <p>①保存行為に該当する修繕の場合</p> <p>命令に係る措置が保存行為に該当する修繕であり、各共有者単独で行うことができるために、履行されていない場合は、行政代執行を行います。</p> <p>②変更行為に該当する除却の場合</p> <p>一部の所有者のみしか確知することができていない場合は、命令の②と同様に、除却に係る命令を行うことはできません。したがって除却に係る行政代執行を行うことはできないというふうに考えております。</p> <p>(5) 略式代執行</p> <p>命令の②のとおり、命令の対象となる所有者を確知できない場合等におきましては、このことが、「過失がなくその措置を命じられる者を確知することができないとき」に該当するときは、略式代執行を行います。</p> <p>なお、略式代執行を行う場合は、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に基づきまして、「不動産登記簿情報等一般に公開されている情報」、「戸籍、住民票情報等、市町村が保有する情報」、「法第10条に基づく固定資産課税情報」等を取得した上で、当該特定空家等が及ぼしている周辺への悪影響、危険の切迫性等を総合的に勘案し、所有者等の調査を行ってまいります。</p> <p>4-2の説明については以上でございます。</p>
高橋会長	ただいまの説明について、質問等はございますか。
小林委員	<p>共有者がいる場合ですが、正規の手続きを踏んだ上で確知できない場合には、略式代執行ができるという事ですけども。念のためお聞きしたいんですけども、土地が借地だった場合地主さんがいる訳ですけども、地主さんが勧告を受けた時点から住宅用地の特例を受けられなくなってしまいますよね。ということは固定資産税があがる訳です。それ以降に地代の値上げについての争いが借地人とできるのかどうか。相談を受けたときの心配があるのですが。いかがでしょうか。</p>

武藤主査	<p>固定資産税の引き上げに伴って地代があがるかどうか。という事ですけれども。争いというのは土地の所有者と建物の所有者との争いという事でよろしいでしょうか。</p>
小林委員	はい。
武藤主査	<p>基本的に固定資産税引き上げに伴う地代の引き上げについては、あくまでも民間の私人間の当事者同士での解決という事になりますので。当事者同士で相談していただいて、地代を決めていただくということは可能だと思います。</p> <p>行政としましては、私人間の権利関係については、公益上の必要があるという事で行政法に基づき措置を行う訳ですので、基本的にそこは考慮していないという風に考えております。</p>
小林委員	ありがとうございます。
高橋会長	他にございますでしょうか。
近藤委員	<p>所有者調査のところですが、確知することができているものから手続きに入るという形だと思うのですが、それはそれで理解するところではあるのですけれども。</p> <p>やはり、今回の所有者調査は、できるだけ不動産登記簿情報だとか税情報とか公簿上の調査を尽くせば、過失はないというような方向性を示されているので、昔みたいにかなり可能性の薄いところも隣近所から聞きまわったり、辿ったりというところまで求められたりはしていないので、できるだけ作業が後戻りしないように、調べられるところは、特定認定をしていなくてもある程度調べられるので、多少パワーを入れて調べていただいて、できれば工程の中で後戻りしないように、スムーズに進むようにやっていただければなど。これは質問というよりお願いです。</p>
高橋会長	他にございますでしょうか。
近藤委員	<p>あと、どうしても空家法で特定空家等とは、建物に何か瑕疵があるというのがメインだと思うのですが。空家等の等は、土地もあるので、土地だけに問題があるというケースも無くはないと思うので。</p> <p>文書のなかで土地所有者には声をかけないというのが有るのですがケースバイケースで声をかけていただくということをお願いできればと思います。</p>
高橋会長	他にご意見ご質問等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の4-3に進みたいと思います。

続きまして、命令に係る事前の意見聴取手続等と、本審議会における諮問、答申の流れについて、ご質問をいただいておりますので、全体的な特定空家等への対応の流れについてご説明申し上げます。

・「資料４－３ 特定空家等に対する措置の流れについて」を準備願います。

特定空家等に対する措置については、左の「①特定空家等の認定」から、右の「⑤行政代執行」へと進んでまいります。

丸囲みの番号の横の枝番号が、それぞれの措置における諮問、答申、所有者への対応等の順番を示しております。資料下半分の文章については、①から⑤のそれぞれの措置についての詳細を記載しております。こちらについては、細かい部分もございますので、上半分のフロー図の説明と併せて、概要に触れながら説明を進めていきたいと思っております。

まず、①の「特定空家等の認定」でございます。近隣からの問合せ等に基づき、区で調査を行い、本審議会への諮問、答申を経て、特定空家等に認定いたします。

次に、②の「指導・助言」については、特定空家等の認定後、速やかに諮問、答申を行い、所有者に対して指導・助言を行いたいと考えております。

なお、この指導又は助言は、その時点で確知している所有者全てに対して行い、その後新たに別の所有者を確知したときには、改めてその者に対する指導・助言に関する諮問・答申を経て、行ってまいりたいと考えております。

続きまして、指導又は助言において改善の見込みがない場合は、右の③「勧告」に進みます。土地の固定資産税の住宅用地特例の適用除外がされる場合は、行政処分に該当すると考えますので、勧告については「③－１」、「③－２」の弁明の手続を経た後に、土地所有者からの弁明の内容も含めて、勧告において求める措置の内容について、本審議会に諮問させていただきたいと考えております。

その後、答申内容に基づき、所有者へ勧告をいたします。なお、この勧告も①「指導・助言」と同様、その時点で確知している所有者全てに対して行い、その後新たに別の所有者を確知したときは、その者に対しても、①の指導、助言に関する諮問・答申を経て、行ってまいりたいと考えております。

続きまして、勧告において状況が改善されずに、特に必要があると認める場合は、④の「命令」へと移行してまいります。

命令の前には、「④－１」、「④－２」の意見書提出等の手続を行います。所有者からの意見の内容も含めて、命ずる措置の内容について、本審議会に諮問させていただきたいと考えております。

その後、答申内容に基づきまして、所有者へ命令を行ってまいります。

なお、命令については、「所有者が措置を講じないことについて正当な理由がある」場合においては、行わないこととされております。「正

当な理由」でございますけれども、措置の内容が建物除却である場合に、土地所有者が建物所有権を有しておらず、除却する権原がない場合などをいまして、単に「除却費用を捻出できない」といったような内容は、「正当な理由」には該当しないと考えております。また、命令におきましても、その時点で新たに確知された所有者がいる場合については、その者に対しては、①の指導、助言に関する諮問・答申を改めて行うものと考えております。

続きまして、命令に係る措置が履行されない場合は、⑤の行政代執行へ移行してまいります。

行政代執行におきましては、代執行において講じる措置の内容等につきまして諮問させていただき、答申をいただいた上で、戒告、代執行令書の送付の手続きを行い、代執行を実行することを考えております。

なお、所有者を過失なく確知することができない場合は、諮問、答申を経て、略式代執行を行うこととなります。

最後に右上⑥の報告でございます。紙面のスペースの都合上、⑤の代執行を経てから報告を行うように記載されてございますけれども、この代執行による場合のほか、②の「指導・助言」から③「勧告」、④の「命令」においても特定空家等の状況が改善され、特定空家等に該当しなくなった場合におきましては、勧告、命令の行政処分を撤回し、あわせて、本審議会に報告させていただきます。

また、空家法に基づく特定空家等に対する措置につきまして、必要な事項を「≪資料4-4 東京都北区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（案）≫」において定めますのでこちらをご覧くださいと存じます。

#### ≪資料4-4 説明≫

概要をご説明しますと、特定空家等に対する措置である、立入調査、助言及び指導、勧告、命令、代執行において必要となる通知等の様式を定めるものでございます。

これらの様式については、国のガイドラインに参考例が示されております。こちらを参考に作成いたしました。なお、空家法第14条第1項に基づく指導又は助言については、行政指導であるため、口頭によることも可能ではありますが、指導により状態が改善されない場合は、勧告、命令等の措置につながるものであることから、本規則3条の助言指導は、文書により内容を明確化して行うこととし、その後は、口頭等による指導又は助言を行うことができることとしたいと考えております。

また、本規則第4条の勧告でございますが、固定資産税の住宅用地特例の適用除外がされる場合は、勧告は行政処分に該当すると考えられますので、勧告を実施する前に、弁明の機会の付与に関する手続を行う旨を、本規則第4条第2項で定めるとともに、別記第4号様式の勧告書の裏面におきまして、審査請求、取消訴訟に関する教示文を掲載することといたしております。

説明については、以上です。

高橋会長	ただいまの4-3、4-4ですけれども、ご質問ご意見等はございますか。
小林委員	説明の中に入っていないのですけれども、空家法第16条についてよろしいですか。 過料が定められていますが、立入調査についての拒否は命令違反。この命令違反の行為というのは、どのようなものが該当するのかお聞かせいただきたい。というのは、命令から行政代執行、略式代執行に進むときは、命令の中身の措置について講じられなかったという事になりますけれども。これが命令違反になるのか、その他に想定しているのかその辺を伺いたいのですが。
武藤主査	空家法 第16条の命令について、ご説明いたします。 命令に違反したものは、50万円以下の過料に処するとなっておりまして、命令において求めた措置を履行されなかった場合、これは条文の規定に該当するので、50万円以下の過料が科される可能性があるものと思っております。なお、過料ですが、区長が過料を処すのではなくて、裁判所の方でとなりますので。実際に過料に処するかどうかは最終的には裁判所の判断となります。
小林委員	ありがとうございます。
高橋会長	他にございますでしょうか。
峯崎委員	略式代執行の場合ですけれども。 一連の認定から最後代執行までありますけれども。略式代執行の場合は、中の手続きができないと理解していいか。審議会の諮問、答申も略式代執行はできないという理解でいいのか。教えてください。
武藤主査	略式代執行については、資料4-3で示している「②指導・助言③勧告④命令」の対象がないという事になりますので、この「②指導・助言③勧告④命令」の措置ができないという事になります。 そうすると当然、諮問する内容、答申の内容が、無くなりますので、こちらが省略されて、「⑤代執行」が行われる前に諮問・答申となると思っております。 あともう一つですが、略式代執行をするかどうかは、「④命令」のところの状態が、重要となってくるかなというところでございます。 資料4-2で説明したとおり、所有者が共有の場合で、単独所有であるとか、共有の場合であるとか。 共有で一部の所有者が確知できている場合で、「建物除却という命令が出せない」という事になりますので。この場合一部の所有者がいても命令ができないという事で、略式代執行に流れていくという事になります。そのタイミングで諮問・答申という形になると思っております。

高橋会長	他にございますでしょうか。
近藤委員	ケースバイケースなのかと思えますけれども。 資料4-3でこのフローでそれぞれのステージで期間といいますか。どのくらいのスパンで手続きを進めていく予定なのか教えていただければと思います。
柘尾住宅課長	来年度は、年4回の審議会を予定しております、そのスケジュールに乗った形でと考えております。
高橋会長	よろしいでしょうか。
近藤委員	はい。
高橋会長	他にございますでしょうか。
佐藤委員	一点お伺いしたいのが、資料4-2「2 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置について」の中で(1)(2)(3)それぞれ、当該所有者の特定に努めるとある訳でございますけれども。 資料4-3のフローからすると、一番初めの段階で「立入調査」の段階ですでに所有者の特定を進めると理解した方がよろしいのか、それとも段階に応じて、特定を深めていく、追いかけていくと考えていく、そのあたりの時間の状況をお伺いしたいところです。
武藤主査	所有者の特定と特定空家等への措置の関係でけれども。 現地点におきまして、まだ特定空家等に認定される前ではございますが、議案として提出したものについては、戸籍や住民票等の調査によって所有者の特定を進めております。 資料4-2の方で、「所有者特定に努める」と書いておりますのは、あくまで措置をするから、所有者特定をやめるという意味ではなくて、現に悪影響を及ぼしておりますので、措置は速やかに実施しながら、それと並行して所有者調査を進めていく主旨で記載しております。
佐藤委員	ありがとうございます。

高橋会長	<p>他に質問ございますでしょうか。ご質問等無いようですので次に進みたいと思います。</p> <p>それでは、検討事項については、以上の審議が終わりました。特定空家等の状態にあるか否かの判定について、議案の採決、答申に進みたいと思います。</p> <p>また、今後の審議については、個人情報が含まれますので、非公開としたいと思います。この後の審議については、東京都北区空家等対策審議会運営規則第10条第1項第1号の規定に基づき、非公開といたします。</p>
------	--

<b>4. 審議終了後</b>	
高橋会長	<p>本日の議題については、以上となりますが、全体的なところで他にご意見、ご質問等がありますか。</p> <p>特になければ、本日はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>非常に円滑に滞りなく、審議会を進めることができました。ありがとうございました。</p>

<b>5. 閉会</b>	
横尾まちづくり部長	<p>本日は、かなり足早に詳細な説明をさせていただきました。</p> <p>これまで、第1回からご審議をしていただき、今日特定空家等についてご了解をいただいたというところでございます。本当にお忙しいなかご審議を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>次回でございますけれども、年が明けて、1月18日金曜日、午前10時北とびあ第2研修室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日配付させていただきました議案「特定空家等の状態にあるか否かの判定について」でございますが、恐縮ではございますが、個人情報が含まれるため、そのまま机上に置いていただきたいと思います。新年もよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>